



Title	帝政ロシアにおける婦人労働者(1880-1914)の新研究:Rose L.Glickman,Russian Factory Women,Workplace and Society,1880-1914
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	経済学研究, 35(2), 183-190
Issue Date	1985-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31697
Type	bulletin (article)
File Information	35(2)_P183-190.pdf



[Instructions for use](#)

< 紹介 >

帝政ロシアにおける婦人労働者
(1880—1914) の新研究

— Rose L. Glickman, *Russian
Factory Women, Workplace and
Society, 1880—1914* —

荒 又 重 雄

まえがき

本誌第22巻第2号において、わたくしは、1971年に出版された R. E. ゼールニクの著書 *Labor and Society in Tsarist Russia* を紹介している。拙著『ロシア労働政策史』(1971)との関連で極めて興味ある史実の数々を知らされたからである。ここでわたくしが紹介しようとする R. L. グリックマンの著書 (1984年, University of California Press, Berkeley・Los Angeles・London) も、全く同じ意味で著者の関心をひくのである。これもまた、レーニングラードのアルヒーフにのこされた文書や同時代の新聞記事などを広く検討し、興味深い史実を発掘しており、しかも、近年の婦人解放運動でつちかわれた視角から以前には気づかれていなかったと思われる断面を読者に示している。序文によると、著者グリックマンは、奇しくも「友と同僚」の筆頭にゼールニクの名前を挙げて、ひととき大きな感謝の辞をのべている。縁の浅からぬものを感じる次第である。

I

グリックマンは序文で、「この書物は1880年から1914年までの間の、つまりロシア資本主義

形成期のロシア婦人労働者に関するものである。そして、階級内部における性 gender の意義、婦人労働者の男子労働者に対する関係、労働過程に対する関係および家族関係内の変化に対する関係を検討したものである」(xii 頁)とのべている。ところでこの書物の構成は次のごとくである。

1. ロシア労働者の世界。
2. 農婦と彼女らの仕事。
3. 都市で、工場で。
4. 労働と生活。
5. 女性の抵抗の本姓 (1905年まで)。
6. 女性の抵抗 (1905年—1914年)、革命と労働者組織。
7. 婦人労働者と社会。婦人問題の出現。
8. フェミニズムと社会主義との間で。

(ほかに序文と文献リストと索引)

この構成を一見して、本書のサブタイトルに注目すれば、本書の目的が決して婦人労働者の状態の散文的な叙述に止まらないことは明らかである。Workplace は婦人労働者の働いている姿そのものを示しているのに対して Society は婦人解放の思想や運動やを含めた他階級との積極的な関係 (消極的な関係なら Workplace にも、それを支配している上部の力としてある) を示しているのであるし、最終章はフェミニズムと社会主義とあって、そのまた最後のことばは、次のようなものなのである。曰く、「フェミニストたちは社会主義者たちが弱かったところで強かった。彼女たちは、階級が男たちに対する婦人の位置に影響を与えないこと、婦人労働者の従属は全社会に拡がっている態度に根をもっていることを理解していた。しかしフェミニストたちは、大抵の場合、独立と人間的尊厳に対する階級的障壁を理解する点で衰えなほど用意がなかった。」(279頁) 社会主義者た

ちとフェミニストたちは「象の前に立った群盲」のようなもので、「いずれにしてもその全体を理解できなかった。」(280頁)と。

しかし、そうした評価に到達するための立脚点を、グリックマンはあくまでもロシアの婦人労働者が置かれているありのままの状態におこうとしており、「私は強力な二つの誘惑、すなわち『かくされた歴史』、他の人々が知っているものよりも、もっと勇敢に、もっと断固として、もっと知的に、自分たちの抑圧について自覚した婦人たちの記録を発見しようという誘惑と、反対に、婦人たちの抑圧の否定しがたいもっとも陰惨な光景を強調し、そうして彼女らへのあわれみを喚びおこそうという誘惑との中間に針路をとろうと試みてきた」(xii頁)と述べている。そしてロシア労働者の世界一般から叙述を開始し、前身としての農婦の生活を観察し、都会と工場にうつり、そのあとではじめて婦人工場労働者の仕事とくらしの検討に入る、という着実な進めかたをしているのである。

おそらくそのことが幸して、土地は男のもので、家には家長があり、共同体は家長のあつまりで、女の持物は持参金だけ、「ニワトリがとりでないように女は人ではない」という諺であった(27-28頁)世界、男女の分業は固定的ではあったが、男が出稼ぎに出るとすぐに農作業における女の領域が拡がり、ところによっては舟曳き女(ノ)もいた世界を示しつつ、グリックマンは、前資本主義期をローマン主義的に美化するザレツキ Eli Zaretsky を批判しえている(57頁)。

また、グリックマンは、ロシア史を1917年革命という結果からのみみることを避け、それによって、その時期々々の労働運動やポリシェヴィズムの限界を明らかにする可能性を確保している。ブルスネフ・サークルが達成した成員男女間の新しい文化を、煽動に力点を移したサークルや党が継承できなかったこと(182頁)、アレクサンドラ・コロントイがクラ

ラ・ツェートキンに学んでロシアにも婦人組織をつくるべきだと考え、社会民主党のペテルブルグ委員会に働きかけてから(1906年)、実際にポリシェヴィキ中央委員会が独自の婦人組織を容認する(1909年)までに時間がかかり、さらにその方向での実際の組織活動ははじまる(1912年)までにはもっと時間がかかったことを(245-273頁)、グリックマンは先行し、平行するフェミニストの運動と対比させつつ明らかにしている。

労働者階級内部にもちこまれた性別分業を凝視しながら、グリックマンは、女は読みかきができても賃金が上がりはしない、読みかきできれば男なら熟練工に取立てられることもあったが、女はそうではなかった、力、熟練、勤続の条件をみたしても女は排除されていた、同じ機械についてさえ男女の賃金格差があったことを示し(112, 114頁)、近年の差別の経済学のいくつかの命題を批判している。その目でロシアの労働運動の実状を、男女同一労働同一賃金要求が明瞭にうち出されたことがほとんどないこと(198頁)、職務隔離への反省については一層そうであったこと(200頁)で批判的に示している。グリックマンは、階級内部のジェンダーといいつつも、主として職場での問題を追求しており、シャドゥワークの支配をほとんどいわない。工場労働は結婚までという信仰は事実によって裏切られていたことを強調し(96頁)、コンヴィヴィアリティという語もコンパニオンシップと並ぶちょっとした形容詞としてしか使おうとしていない(138頁)。つまりイリチ式用語も、ここでは神秘性をもたない。しかし、保護と平等との関係については、収入の途絶を恐れて産前産後の休暇に反対した婦人労働者の態度(165頁)や、売春よりは深夜業の方がましだとした医師フェミニストの声(251頁)を、貧乏の程度との関連でのその段階的意義や政策の全構図の中での意味づけやと切りはなして呈示しているようである。

1905年から1914年までの間の時期の婦人労働

者の状態について、もっとも豊富な資料をグリックマンに提供しているものの一つは、ポリシェヴィキー系の「プラウダ」およびその流れの新聞にとりあげられた婦人たちの投書である。婦人たちを辱しめる男の態度についての男たち自身の中からの反省の声も、グリックマンは「プラウダ」の中に見つけ出している。にもかかわらずポリシェヴィキーを含む社会主義運動がそれらの声を自覚的運動にできなかったのは何故か (280頁) というのが、グリックマンにとっての最終的疑問であり、評価でもある。

II

グリックマンの研究の一般的特徴づけは以上のていどにとどめて、次に、この研究によって明らかにされた諸事実の中から、ロシア労働政策史に関する筆者の興味とさきなりあうところを取り上げて紹介してみよう。

村の野良仕事のために労働者が季節的に工場を離れて帰村する (уход) 慣行は、ロシアに特徴的な現象の一つであり、1894-1897年および1901年のウラジミル県、1901年および1909年のモスクワ県におけるやや広範囲の統計的データによると、全体として10%程度で推移しているのだが、いずれの場所、いずれの時点、いずれの産業部門をとっても、男子労働者における帰村率よりも女子労働者におけるそれが小さくあらわれている。妻子を村にのこしての男子労働者の出稼ぎに対して、女子が工場に出るときにはより決定的に村とのきずなが切れるということになっている (98-99頁)。女子労働者の婚姻関係を調べてみると、1880年代のモスクワに関する Ф. Ф. Ерисман のデータ (サンプル数35, 890) では未婚52.2%、既婚40.2%、寡婦7.5%となっており、1908年のモスクワに関する И. М. Козьминных-Ланин のデータ (サンプル数34, 583) では未婚38.1%、既婚52.6%、寡婦9.3%となっていた (95頁)。1908年にペテルブルグで М. Давидович が調べた繊維労働

者の家計調査によれば、大凡80%の労働者家族は共稼ぎで暮していた (121頁)。

婦人労働者の生活はとくにみじめなものであった。単身の労働者は収入の水準の近いもの同士で共同炊事 (アルテリ) を組織しており、婦人労働者たちは、時折、未成年者や児童を含めながら独自のグループをつくっていたが、そこでは肉類はスープの味付け程度にしか使用されなかった。めったに共同炊事を組織しなかった大都市の単身婦人たちは、炊事のための設備の利用さえできなかった (116頁)。婦人労働者たちは、しかし、住居費にしばしば男達より余計に支出した。男たちが非常にしばしば一台のベットを幾人かで使用したのに対し、婦人たちは母娘とか祖母と孫娘とか姉妹のとき以外はそうしたことはしなかった (118頁)。

1882年に П. А. Песков がモスクワ 総督 Долгоруков 公に報告したところによると、モスクワの78工場のうち妊婦に配慮した労務管理をしているところは3工場で、第一例は、遅刻をしても罰金を課さない、第二例は、軽易な作業への転換、第三例は、産後3日間の無給休暇を与える、というものであった。同じ Песков が工場監督官となってウラジミル県の1882-1883年の事情を1884年に報告したところによると、71工場の中でただ1工場に、5才までの子どもの面倒をみる保育所があった (124頁, 127頁)。1894年から1899年にかけて、いくつかの県工場問題審判所が妊婦にかんする義務的規程をつくったが、ペテルブルグのそれは、100人以上の婦人労働者を使用している工場ではフルタイムの助産婦をやとえ、というものであった。その他の11県でのきまりは、妊婦に重量物を運搬させることを禁止する、相当数の婦人労働者を使用しているところでは定期的に助産婦を巡回させよ、工場内に産室をつくれ、等であった (124頁)。

1880年にクレンゴリム工場でおこったストライキでは、要求に、1日に2回、6ヶ月間みとめられている授乳時間を、9ヶ月まで延長して

ほしいとあったが、こうした要求はめずらしかつたし、産前産後の休暇等にはむしろ解雇へのおそれから婦人労働者が反対していた(165頁)。ただ、1905年のストライキの中では、産前産後の有給休暇、保育所・托児所の工場内設置、授乳時間、等の要求がみられた(192頁)。1912年のアンケート調査によると、75%の婦人労働者が出産後すぐに労働にもどり、18%が2週間休み、7%が2～4週間休んだという(125頁)。1912年のペテルブルグで、働く母親労働者の $\frac{1}{4}$ のみが労働時間内の授乳をみとめられていたが、それも回廊や階段や建物のわきやで授乳しなくてはならなかった(127頁)。1907年のウラジミル県のデータによると、農民の子どもの $\frac{1}{4}$ は1才未満で死亡したが、労働者の子どもの場合は $\frac{1}{2}$ が1才未満で死んだ(129頁)。

1912年社会保険法は産前2週間、産後4週間の出産扶助金を、賃金の $\frac{1}{2}$ ～1の範囲内で定めるものとした。その具体的率をどう決定するかにあたって、疾病基金の理事会内で種々の討議があった。ある場合には、婦人たちがそれを賃金の $\frac{1}{2}$ にしようとして提案したのに対して、多数を占める男たちは $\frac{1}{2}$ でよいとしておしきった。ある場合には、未婚の若い婦人や出産適齢期をすぎた婦人たちが、わたしたちには子どもをもつ計画がない、といって出産適齢期の既婚者と対立した(215頁)。

婦人の賃金は男子の賃金の半分程度であった。婦人の中では高賃金のたて糸かけ工 *warper* でも男の織工の $\frac{1}{2}$ であった(110頁)。それは決して婦人が軽労働に従事していたからというのではないのであって、婦人労働者の地位に関してとりわけ敏感であった工場監督官 V. B. Святловский は、重労働で婦人のからだを痛める、そして低賃金でもある羊毛踏み洗い労働のことを記している(108頁)。先の Давидович の研究では、婦人が世帯主である家計では、支出の60%は食費であって、かつ、その半分はパンであった(130頁)。結婚しているいないにかかわらず、男たちの衣服費支出はかわらなかつ

たが、婦人が一度結婚すると新しい衣服は記憶の中だけのものとなり、質流れ品、古着、盗品市場からの流れものなどを買うしかなかった(122頁)。しばしば雇ってくれそうな雇主を相手に売春せねばならず、この時折の売春はまたしばしば恒常的な収入源にかわった(67頁)。1905年革命直前のペテルブルグでは、市の人口が、100万人から150万人程度であったところに、3万人から5万人の売春婦がいた(68頁)。男たちは婦人労働者たちをしばしば街頭の売春婦のように扱い、またレイプした(205頁)。

労働運動の中での男女の団結は自動的にすすんだのではない。ストライキ運動の中にしばしば対立があらわれた。1892年トヴェリ県で罰金と売店での高価格に抗議して500人の男子労働者がストライキに入ったときに、女たちは殴られて脅かされたのちでなくてはストライキに参加しなかった。1896年のペテルブルグのサムブエフスカヤ綿紡工場のストライキの際にも、男子労働者たちは窓を破りようしゃなく女たちを殴った。工場当局は婦人労働者をストライキ破りに利用した。1898年のウラジミル県のストライキでは、工場監督官が警察を呼んで男たちが婦人労働者を牽制するのを阻止したところ、婦人たちは作業に戻り、ストライキはやぶられた(157-158頁)。反対の例もある。ナルヴァにあったクレンゴリム工場でストライキに入った1,500人の婦人織工たちは、暴力で脅かして男たちにも仕事を放棄させている(161頁)。

性的侮辱に対する抗議は声にならなかったことが多かったと思われるが、1893年リヤゼンのエゴロフ工場で少くとも8日間続いたストライキ・暴動があった。原因は織布部門の職長の横暴であって、手あたり次第に美人をレイプし、いうことをきかないと本人はおろか家族も解雇するというものであった(166頁)。

タバコ工場には勤続が長く熟練度も高い女工たちがおり、すでに1878年にペテルブルグで出来高単価切り下げに反対して女たちだけで交渉している(162頁)。他の部門では婦人の熟練工

は少なく、またそのように扱われなかった。1905年の革命の過程でも同一労働同一賃金要求はまれであり、その要求を掲げたのはモスクワの印刷工、茶詰工、それと地方の一つの繊維工組合くらいのものであった。1912年になってペテルブルグの繊維工組合が同一労働同一賃金要求をかかげた(198頁)。しかしまた、ペテルブルグの織布工は婦人を徒弟に採用することを拒否しており、印刷工組合は婦人を typesetting の徒弟に受け入れると打ち上げたが、一方いつもその受け入れ上限を考えていた(200頁)。とはいえ、ここには1905年の革命の影響もみとめられるのであり、グリックマンは、男の職長や営繕工に理不尽な扱いをうけながら婦人織布工が泣きねいりしなければならなかった1885年のエピソードを、男の営繕工が抗議のリンチをうけた1908年の例と対置している(211頁)。

深夜業をめぐる男女労働者の反応は多彩である。1885年に政府が女子と未成年者の深夜業を禁止すると、多くの労働者がこれに反感をもった。それは、彼らの生計で妻や子供たちの役割が大きく、女子や未成年者の収入が減少すると成年男子の責任が重くなるからである。イワノヴォ=ヴォズネセンスクの男子織工は抗議のストライキをさせたのであって、その際の理由の中には、彼らが妻たちと引きはなされて、すれちがい生活の中で別々に寝なくてはならず、かつ、各家族がそれぞれに住居を確保しなくてはならなくなるがあった(159頁)。1897年にウラジミール県のいくつかの工場で男子織工がストライキをしているが、その原因は工場が深夜業を全廃したことにあった。男の労働者たちは深夜業が廃止されて彼らの賃金が婦人たちと同じようなものに引き下げられることに屈辱を感じたのである(159頁)。しかし、すでに深夜業から解放されていた婦人たちは、これに戻ろうとはしなかった。1893年にリヤザン県のエゴロフ工場の2,000人の婦人労働者は、法に反し、自分たちの意志にも反している深夜業を強行しようとする工場主に抗議してストライキに入っ

ている(160頁)。

ブルスネフ・サークルは同志的愛情に支えられた男女関係をつくりだしており、その中から優れた婦人活動家を生み出した。1870年生れでペテルブルグ養育院育ちのヴェラ・カレーリナ Vera Карелина とトヴェリ県からペテルブルグに出てきた1870年生れのアンナ・ボルドウレ ヴァ Анна Болдурева である。カレーリナはガボン組合に参加し、1904年10月にガボンの許可を得て婦人部の組織をはじめた。婦人労働者に対する性的侮辱につながる事象として、工場への入門と工場からの退出のさいに男の監督によっておこなわれる身体捜索があった(141頁)が、カレーリナは、このことについて触れた物語りをルースコエ・ヴォガートストヴォ紙上にみつけ、これを話題とすることで、1904年末には1,000人のメンバーをもつ婦人部をつくり、図書室や講演会事務局に参加する婦人をもつくり出した(173頁-186頁)。1905年半ばに562名をかぞえたソヴェト代表のうちには、カレーリナを含めて7人の婦人があった(193頁-194頁)。1906年から1907年にかけての労働組合に婦人が組織されていたのは勿論だが(196頁-197頁)、家事の負担もあってか、婦人たちはより緩い組織としてのクラブを好んでいる。男子クラブ員の70%は同時に労働組合員だったが、女子の場合は30%にとどまっていた、というデータがある(209頁)。

血の日曜日直後に専制側が試みたシドロフスキー委員会への代表選出にあたって、婦人労働者にも選挙権が与えられたが被選挙権は与えられなかった。それを知らずに婦人たちは2繊維工場と1ゴム工場で合計5人の代表を選出し、これをうけ入れてくれるよう陳情した。この陳情は無視された(189頁)。1912年社会保険法は、理事会への代表選出にあたっての選挙権と被選挙権を男女平等に付与した。これはロシアではじめての法の前の男女平等とも評された(278頁)。

工場労働者の運命にとりわけ関係のあった婦

人解放運動組織を列举すると次のごとくである。貧困婦人救済協会 (1865, ペテルブルグ)、若年婦人労働者援助協会 (1897, ペテルブルグ。1901, オデッサ)。婦人運命改善協会 (1899, モスクワ)。男女同権全露同盟 (そのメンバーの通称 Равноправки, 1905, のち男女同権ロシア連盟と改称, 1908)。ロシア婦人相互博愛協会 (1895)。婦人進歩党 (1905, 指導者ポクロフスカヤ М. И. Покровская, 機関紙 Женский Вестик—1914)。

1905年の革命は、この流れと労働運動と社会主義者たちとを交錯させた。男女同権全露同盟は血の日曜日の1ヶ月後にモスクワで組織され、すぐにペテルブルグにも支部を形成した。この支部はシドロフスキー委員会から婦人が排除されたことに抗議して労働者の中に入った。そののち2ヶ月以内に同盟のメンバーは家事使用人の組合を組織し、また婦人労働者のための雇用事務所と政治的クラブの組織を計画した。この計画の前者は実現しなかったが、後者は1906年春にペテルブルグにおける4つの政治的クラブになって実現した。同盟は婦人にも投票権を、婦人にも土地への権利をという請願をくりかえし、急進的デモンストレーションに参加し、労働者のストライキを公然と支援してストライキ参加者や失業者や政治的流刑囚や投獄されたものに拠金さえた。こうしたフェミニストたちの運動は1905年4月にペテルブルグで開催されたロシアで最初の全階層婦人集会で支持されていた。その集会には、若干のポリシェヴィキー、メンシェヴィキー、エス・エルが参加していた。アレクサンドラ・コロнтаイ Александра Коллонтай だけが大胆にも、「革命的社会主義婦人とブルジョア・フェミニストの牧歌的協力」に反対して公憤をよんだ (243頁—245頁)。

グリックマンはコロнтаイの動向を、婦人の要求を先進的に掲げて全婦人の統一をつくり出そうとするフェミニストの流れと、そうした婦人の要求に無智で無感覚な社会主義の流れとの

間で苦しむ婦人社会主義者の姿でまとめあげている。しかし、勿論、史実はプロレタリア婦人運動の生みの苦しみと、婦人運動におけるプロレタリアートのヘゲモニーの胎動とも読めるわけである。1906年5月に、男女同権同盟その他が組織したペテルブルグにおける大きな婦人集会では、メンシェヴィキーの婦人 (M. N. Margulies) が司会者にえらばれ、かつ婦人の投票権についての支援者である国会議員に電報をうとうとの提案は否決されている (247頁—248頁)。この件でコロнтаイは勇気づけられるが、社会民主党のペテルブルグ委員会は無反応であった。コロнтаイは1906年秋のドイツ社会民主党マンハイム大会に参加し、婦人の独自組織をひきいていたクララ・ツェートキンに会い、戻ってペテルブルグ委員会に訴えるが、やはりとりあってもらえず、彼女はペテルブルグの繊維工組合をつうじて活動した。そこでコロнтаイは活動家5人をみつけてクラブ講師等の組織の形成を試みている (247頁—249頁)。

1907年になるとフェミニストは後退し、国会の中のリベラル派にたよって投票権を求めるのみになった。その時期にも系統的に活動していたとみられるのが婦人進歩党のポクロフスカヤで、コロнтаイはとくにつよく彼女に反発している。1908年になって、ロシア婦人相互博愛協会が1902年、1905年、1908年とくりかえし請願していた全露婦人大会の第1回大会が許可され、12月に開催された。1,000名以上が参加登録した。ペテルブルグの繊維工組合がこの問題を取り上げ、労働組合中央事務局は1908年の春から12月まで婦人労働者の間で討論を組織した。メンシェヴィキー側だったコロнтаイは組合ルートで参加したが、最後の局面でポリシェヴィキー側はヴェーラ・スルツカヤ Вера Слуцкая を指名して、これに男子のポリシェヴィキーを後見につけて参加させた。フェミニストと労働者グループの対立点は、階級にかかわらず婦人たちが団結できるか否か、婦人の平等は現体制の中で達成できるか否かであった。

最終日に労働者グループは大会から示威的に退出する (249頁-259頁)。

1909年にコロンタイが著作をのこして流刑地に去る。ポリシェヴィキーの中央委員会は1909年に婦人労働者の独自組織をみとめるが、行動はともなっていない。1912年になって社会民主党はベテルブルグとモスクワに婦人労働者のクラブを組織するが、それは1907年にコロンタイが試みたものと同様のものであった。1912年末にはポリシェヴィキーとメンシェヴィキーが協力して準備開始し、1913年はじめにロシアの第1回国際婦人デーが組織された。そののち各地から沢山の婦人通信が寄せられるようになった。1914年の第2回国際婦人デー集会は、会場のホールをかさない、という形での官憲の抑圧にあった。1914年の婦人デーとともにポリシェヴィキーからは「ラポートニツア」紙、メンシェヴィキーからは「ゴーロス・ラポートニツウ」紙という機関誌が出されたが、前者は2回で、後者は7回でとぎれている (272頁-276頁)。

工場監督官に婦人を起用する問題は1899年から提起されていた。同年にミロヴィッチが新しく組織された婦人の運命改善協会にこの問題を提起していた。1900年にポクロフスカヤが職人生産全露大会でこの問題を唱道した。1905年にも婦人の健康保持協会がこの問題で大蔵省に請願した。政府ははじめ無視していたが、のちまず有名な工場監督官だった И. И. Янжул が婦人工場監督官に反対する発言をはじめて公にしている。イギリスにおいてさえ、婦人工場監督官は工場法制がしかれてから90年後のことである。ロシアでは時期尚早であり、ロシアの婦人たちは自分たちの問題を男の工場監督官と話すのを別に嫌がってはいない、そんな問題は必要ないばかりか、真に重要な労働法制のための闘いの有害な攪乱である、というのである。これに反対して婦人工場監督官制を擁護したのはデ・ベ・ニコリスキー Д. П. Никольский であった。この問題は1911年の工場医大会でも論

議された。1912年末には男女同権連盟がこの問題を取りあげた。このときには社会主義者や労働組合との協力・統一は回避された (266頁-268頁)。

1913年2月29日、第4国会の33名の議員 (カデット29名、オクチャプリスト4名) が商工省に請願を提出した。婦人工場監督官は婦人や児童を雇用している工場において現行の工場監督を行なうもので、高度の教育をうけたものが任につき、男の監督官と同じサービスと年金をうける資格を与えられる、とあった。商工省はこの請願を検討することを拒んだ。しかしこの請願は1913年4月24日に国会に立法提案された。カデットのエム・ノヴィコフ М. Новиков が法案を提出し、ポリシェヴィキーのロマン・マリノフスキーが提案を支持した。商工省のリトヴィノフ=ファリンスキー Литовинов-Фалинский は、工場監督官のなすべき仕事は工業の技術的側面に限られるのであり、婦人はそうした仕事に不適であるから、とって提案に反対した。1913年10月、婦人相互博愛協会はリトヴィノフ=ファリンスキーの発言に対し抗議文を送っている。立法提案は国会で77票対64票で承認され、国会の労働問題委員会に送付され、1914年春に委員会は婦人工場監督官を設置する法制を承認した。ただし、ロシアでは法によって婦人は文官のランクに入る資格をもたないので、婦人工場監督官は勲章や栄誉や一代あるいは世襲貴族その他の種類の男たちがうけている報償をうける資格がないものとされた。法案はともかく、予算委員会にまわった。ここで遅延しているうちに1917年2月の革命がこの問題を当面の課題から外してしまった (268頁-271頁)。

おわりに

この書物を検討してみると、ローズ・グリックマンのフェミニストとしての眼が全篇にわたって行き届いていることがわかる。男女の平等がまずなければ男女の階級的統一もありえない

といったボクロフスカヤに共感し、一方の目でフェミニストを、他方の目で男の社会主義者を見ていたとあって、コロンタイをヤヌスのようだと批評している。社会主義がフェミニズムの提起しているものを取りこめないでいるとの批判は、1905年の革命で昂揚したフェミニストの運動が1917年の革命につながる中間期に萎縮したことへの反省と必ずしもバランスしていない。だから、10月革命ではなくて2月革命さえ

もが婦人工場監督官問題に本質的に妨害的であったといわぬばかりである。クループスカヤの小冊子への批判もやや苛酷にすぎ、したがって、そうした思想から出てくる10月革命後の政策の可能性へは想いが及ばない。とはいえ、グリックマンのフェミニストとしての眼が史料の実証的吟味と結びついたところでは、フェミニストに限らぬ広い読者を裨益する新しい知見に満ちていることは上に示したとおりである。